

令和5年1月19日

一般社団法人実践教育訓練学会  
会員各位

優秀実践技術者賞認定委員会

## 令和5年度（2023） 優秀実践技術者賞（学生の部）実施要領

### 1. 申請日程

- ①申請締め切り 令和6年2月13日（火）必着
- ②認定委員会 令和6年2月下旬
- ③認定決定及び通知 令和6年3月1日（金）
- ④表彰状送付 令和6年3月4日（月）～

### 2. 申請方法

申請は、下記の URL か QR コードによりリンクされた Google フォームより行う。

<https://forms.gle/YYXbNFpDt1UorkHd7>



申請にあたっては Google フォーム申請とともに、表彰基準（優秀実践技術者表彰（学生の部）規定第2条）を満たし、とくに以下と認められる学生であることを証明する資料も併せて添付する。表彰基準の証明に提出する資料は、A4サイズの PDF 形式で1ファイル（100MB 以内）にまとめること。

なお、表彰基準は以下のとおりとする。

- ① 教育訓練の受講において特に顕著な業績を挙げたと認められる学生
- ② 課外活動（専門分野）において特に顕著な成績を挙げたと認められる学生
- ③ 社会活動（専門分野）において社会的に高い評価を受けたと認められる学生

### 3. 提出先

一般社団法人実践教育訓練学会 優秀実践技術者賞認定委員会事務局宛  
(E-mail : jissen.award@gmail.com)

### 4. 受賞対象者

受賞対象は学生個人または学生のチームとし、その対象となる学生（優秀実践技術者表彰（学生の部）規定第3条）は、当学会会員による推薦および申請とする。

## 5. 受賞の決定および授与にあたって

受賞は、提出された申請内容をもとに優秀実践技術者賞認定委員会において審査し、決定する。決定後に推薦者（当学会会員）に対して通知し、表彰状および副賞を送付する。ただし、チームでの申請の場合、表彰状および副賞はチームに対して送付する。なお、授与は推薦者に一任する（優秀実践技術者表彰（学生の部）規定第5条および6条）。

## 6. その他

- ① 表彰基準の証明に提出した資料につきましては一切返品しないこととする。
- ② 当学会では、受賞者の受賞コメントおよび授与の写真をホームページに掲載する。撮影した画像は、当学会ホームページに掲載する旨の承諾を受賞者から得て、委員会事務局宛にメールすること。
- ③ 詳細については、「優秀実践技術者表彰（学生の部）規定」を参照すること。

### 【問い合わせ先】

優秀実践技術者賞認定委員会事務局

担当：武雄（ものづくり大学）

E-mail : jissen.award@gmail.com